

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり 時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告

時事新報

第三千八百十五號
明治廿六年十一月十七日 金曜日
舊曆癸巳十月十日 (戊午)
出版時間
日入午後六時三十分
月入午後四時三十分
年入午後三時三十分
電話
午前十一時三十分
午後一時三十分
西曆一千八百九十三年

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し
時事新報定價(府外送送には此他後に)
一號 貳錢五厘〇一箇月 前金五拾錢〇三箇月 前金壹圓四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇年 前金五圓六拾錢〇月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)
前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報送送料

- 一 日本國內並に朝鮮京城、仁川、釜山、元山津
 - 二 南洋亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加拿大を經て郵送する歐洲各國
 - 三 北米合衆國、英領加拿大、布哇諸島
 - 四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸島、澳洲
 - 五 露領滿洲、清國諸港
- 一箇月 金六拾錢
一箇月 金三拾錢
一箇月 金六拾五錢
一箇月 金三拾五錢

時事新報廣告料(前定)

一行五號活字廿四行	一日	六日以上	七日以上
一行	二	十三	十一
		十	十
		五	

廣告料定價 時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる者なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき旨に付聲明廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を擴張するより各社同一の記事を掲載するも多からず獨り時事新報社に社員並に通信員の多きを以て新聞の社は通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と誤る方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も誤らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方直接に本社に向て發送せらるんとすべしとす

時事新報

中央停車場の敷地と豫定す可し

府下に中央停車場を設けるの可否得失に就ては今更に議するを須むず野の議論も一決して現に市區改正の當局に於ても右の設置を心當に九ノ内の地所を以て取捨して計畫しつゝありと云ふ既に然る上は我輩は一日も早く其筋にて着手せらるんと希望する者にして其所屬者手とは、急に建築を起工せよと云ふには、九ノ内には一人の私有に屬する地所もあり官廳もあり亦道路もあり性質同じからずと雖も一旦便宜の

地と認めらるる上は之を取纏めて一區域と爲すに差じたる困難もある可らざるが故に其邊の議は兎も角もして是れを停車場の敷地なりとて何萬何千坪の地所を豫定して公然標示するは最も急要の一事なり即ち我輩の急ぐ所にして何故なるやと云ふに中央停車場とは文字の如く鐵道の中心たる可きものにして中心未だ一定せざるをば之が枝脈たる可きものも自から其途に迷はざるを得ず今彼の甲武鐵道を延長して府下三崎町に引致せんとするあり或は電氣鐵道を敷設せんとするあり又開く所によれば市内巡回鐵道なるものを計畫するもある由にて是等は何れも直接に中央停車場に關係するものにてありながら其停車場は唯聲のみにしていよく何れに設置せらる可きや今猶ほ未定なりとは不都合の甚だしきものなり假令其中央の工事は幾年の後に成るにせよ場所の儘に此區畫標示の處なりと確定したれば各種の鐵道企業家も之を目的としてそれ設計の心得ある可きなれども唯今日の如く漠然たる計りにては自家の進退を決するに由なく止むを得ず目下一時の便宜に従て設計するの外あらざれば其設計通りに事を成したる後に至り中央停車場は此處なりと突然發表するが如きあらんには之が爲めに無限の不都合を生じて折角の勢費も或は無益に屬するもの多かる可し單に企業家の私のみならず全般の爲めに謀りて不利の大なるものと云ふ可し又他の點より視れば地所の所有者ども未だ確定せざる中央停車場の設置を心待して空しく其使用を差控るが如きは經濟の許さざる所なれば後日の事は後日の談として若々々家を建築する等も利用に怠らざるならんれば既に高樓大廈を築きたる後に於て中央停車場の敷地となす可きに付き俄に之を取纏はんと云はば其時には既に種々様の利害情實を生じて賣る者も迷濶なれば買ふ者も損毛なり建上げたる家屋を取壊して何程の價もなく俗に云ふ二東三文のみならず若し其建物が煉瓦造りにてもあらば巨萬の金を投じて瓦片を買ふに異ならず左りとは其筋に於て無益に高價を拂ふのみか國家の經濟に照して失計至極の沙汰と云はざるを得ず既に各種の企業家を以て其方向に迷はしめ又國家經濟の爲めに空しく算外の損毛を致す其元はと云へば早く停車場の敷地を豫定せざるが故のみ且つ其敷地を以て議論區々一決せざるものならば自から豫計す可き邊もあれども廣き東京市の中河に中央停車場の敷地として恰好なる所は九ノ内を指して他に多く見ざる所 否ん何人も心に定して怪まざる所なるに當局者は何を苦んで過々決せざるや故に我輩は實地の工事は暫く云は九ノ内に未だ左程の建築を見ざるを幸なれ敷地となす可き地所を豫定する様一日も早く着手せらるんと切に願希告願する者なり

○官内省告示第二號
邦彦王孫素子女王殿下勅許ヲ經テ昨十五日從四位子爵

仙石政固長男仙石政敬ニ歸嫁セラル
明治二十六年十一月十六日
宮内大臣子爵土方久元

○大藏省告示第三十四號
京都本倉庫所屬總都支金庫ヲ本月二十六日ヨリ何處郡總都町大字本宮町へ移ス
明治二十六年十一月十六日
大藏大臣渡邊國武

○司法省告示第七十二號
裁判所構成法第十三條第二項ニ依リ安濃津地方裁判所管内木本區裁判所刑務裁判事務ハ同管内山田區裁判所ニ於テ秋田地方裁判所管内花輪區裁判所刑務裁判事務ハ同管内大館區裁判所ニ於テ之ヲ取扱フ
明治二十六年十一月十六日
司法大臣芳川顯正

○司法省告示第七十三號
來ル二十日ヨリ左ノ出張所ヲ開闢ス
明治二十六年十一月十六日
司法大臣芳川顯正

○司法省告示第七十四號
高知地方裁判所管内新設區裁判所出張所及盛岡地方裁判所管内遠野區裁判所出張所并磐井區裁判所大原出張所開闢準備ノ爲メ高知地方裁判所管内ハ來ル十七日十八日盛岡地方裁判所管内ハ同十八日其管轄町村ノ登記事務ヲ停止ス
明治二十六年十一月十六日
司法大臣芳川顯正

○第二豫備金支出
明治二十六年度第二豫備金支出
第二十五回
一金三萬六千貳拾九圓六拾錢 布哇國派遣軍糧費
在布哇國本邦人民保護ノ爲メ軍艦派遣ノ費用ヲ要ス本邦行ノ金額第二豫備金ヨリ支出ノ候海軍大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表ス之ヲ上奏シ本月十四日勅裁ヲ得タリ
明治二十六年十一月十六日
大藏大臣渡邊國武

○合衆國の歳入 最近三箇月間の合衆國歳入は六千九百三十七萬九千四百七十七圓にして歳出は九千八百四十五萬九千二百二十七圓、差引九百七十七萬九千七百七圓の不足なり此歳入を昨年度の當三箇月間歳入に比較するに少なきと云ふ事なりと云ふ

○岐阜縣下の官私文書偽造罪 昨日の電報欄内に記載せし如く岐阜縣會常置委員田正衛氏は官私文書偽造罪被告事件にて去る十三日午後十二時過ぎ同縣警察署中野村の自宅より笠松警察署へ押引されしが即夜岐阜警察署へ送られ一日午前九時より岐阜地方裁判所の審判に於て一應尋問の末未決監に入れられたり右は震災復興工事に付き笠松町字下町地場敷地買上げに關する事なるべし

笠松町會議員高木吉五郎、岡小川新吉、同山内藏助、同三谷孝助、區長三口眞三郎の五氏も亦同事件に付き十三日午後十二時頃各自宅より押引され田嶋氏同様一日尋問の上未決監に入れられたり

同町に於りて其四日前は右の外

○假配 名づけて だ便利な 能はさ 第二 計算 以て 認定を 其公告 第二 たる責 に非さ あり而 之を加へ 居るは明 付免や角 地下宿業 今其次第 酒造家岩 年中同縣 石川榮次 (四十四 海に赴く 頼るに 頼のみ都 奈川縣下 宿し同月 未前記の 處天網透 大百足 傍に於て けん大百 たり先月 せし大百 なる岩の て山より 在りし なるは 百足は 其腹中 へ指さ 何處も 同の同 なるが ちてア 帝が罪 帝は特別

同町に於りて其四日前は右の外

○假配 名づけて だ便利な 能はさ 第二 計算 以て 認定を 其公告 第二 たる責 に非さ あり而 之を加へ 居るは明 付免や角 地下宿業 今其次第 酒造家岩 年中同縣 石川榮次 (四十四 海に赴く 頼るに 頼のみ都 奈川縣下 宿し同月 未前記の 處天網透 大百足 傍に於て けん大百 たり先月 せし大百 なる岩の て山より 在りし なるは 百足は 其腹中 へ指さ 何處も 同の同 なるが ちてア 帝が罪 帝は特別

同町に於りて其四日前は右の外

○假配 名づけて だ便利な 能はさ 第二 計算 以て 認定を 其公告 第二 たる責 に非さ あり而 之を加へ 居るは明 付免や角 地下宿業 今其次第 酒造家岩 年中同縣 石川榮次 (四十四 海に赴く 頼るに 頼のみ都 奈川縣下 宿し同月 未前記の 處天網透 大百足 傍に於て けん大百 たり先月 せし大百 なる岩の て山より 在りし なるは 百足は 其腹中 へ指さ 何處も 同の同 なるが ちてア 帝が罪 帝は特別

同町に於りて其四日前は右の外

○假配 名づけて だ便利な 能はさ 第二 計算 以て 認定を 其公告 第二 たる責 に非さ あり而 之を加へ 居るは明 付免や角 地下宿業 今其次第 酒造家岩 年中同縣 石川榮次 (四十四 海に赴く 頼るに 頼のみ都 奈川縣下 宿し同月 未前記の 處天網透 大百足 傍に於て けん大百 たり先月 せし大百 なる岩の て山より 在りし なるは 百足は 其腹中 へ指さ 何處も 同の同 なるが ちてア 帝が罪 帝は特別

同町に於りて其四日前は右の外

○假配 名づけて だ便利な 能はさ 第二 計算 以て 認定を 其公告 第二 たる責 に非さ あり而 之を加へ 居るは明 付免や角 地下宿業 今其次第 酒造家岩 年中同縣 石川榮次 (四十四 海に赴く 頼るに 頼のみ都 奈川縣下 宿し同月 未前記の 處天網透 大百足 傍に於て けん大百 たり先月 せし大百 なる岩の て山より 在りし なるは 百足は 其腹中 へ指さ 何處も 同の同 なるが ちてア 帝が罪 帝は特別

同町に於りて其四日前は右の外

○假配 名づけて だ便利な 能はさ 第二 計算 以て 認定を 其公告 第二 たる責 に非さ あり而 之を加へ 居るは明 付免や角 地下宿業 今其次第 酒造家岩 年中同縣 石川榮次 (四十四 海に赴く 頼るに 頼のみ都 奈川縣下 宿し同月 未前記の 處天網透 大百足 傍に於て けん大百 たり先月 せし大百 なる岩の て山より 在りし なるは 百足は 其腹中 へ指さ 何處も 同の同 なるが ちてア 帝が罪 帝は特別

同町に於りて其四日前は右の外